

JCB電子マネー加盟店規約（nanaco版）

JCB電子マネー加盟店規約（nanaco版）

規約上の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシーピーのみの場合、規約中の「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

第1条（総則）

本規約は、加盟店（第2条に定めるものをいう）が、会員との取引代金の決済に関して第2条に定める電子マネーを取扱う場合の、当社および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。

第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社およびJCB（以下「両社」という）に加盟を申し込み、両社が加盟を承諾した個人、法人および団体をいいます。
2. 「ブランド管理者」とは、JCBと提携するnanaco電子マネー事業者である、株式会社セブン・カードサービスをいいます。
3. 「電子マネー」とは、発行者が発行した、非接触ICカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
4. 「発行者」とは、ブランド管理者の承諾を受けた電子マネーカード等を発行する会社、組織をいいます。
5. 「電子マネーカード等」とは、会員が電子マネーを管理および利用するための、ICチップを内蔵する、電子マネーのブランド管理者所定のサービスマークが表示されている発行者所定規格のカードおよび発行者の認めた携帯電話等の記録媒体をいいます。
6. 「会員」とは、発行者の定める電子マネーに関する規約等に同意して入会を申し込み、その入会を認められた電子マネーの利用者をいいます。
7. 「チャージ」とは、発行者所定の方法で電子マネーカード等に電子マネーを加算することをいいます。
8. 「加盟店端末」とは、JCBおよびブランド管理者が認めた電子マネーの読み取りおよび引去りを行うことができる機器をいい、加盟店の店頭を設置される決済専用端末、決済機能付POSレジスター等の機器をいいます。
9. 「移転」とは、ネットワーク、加盟店端末等を媒介することにより、電子マネーカード等または加盟店端末に記録されている一定額の電子マネーを引去り、発行者またはブランド管理者の電子計算機、電子マネーカード等または加盟店端末に同額の電子マネーが積み増しされることをいいます。
10. 「電子マネー取引」とは、会員が加盟店より、商品等を購入し、金銭等による弁済に代えて電子マネーを加盟店端末に移転する方法による取引をいいます。
11. 「偽造」とは、ブランド管理者の承諾を受けずに複製等により、電子マネーと同様または類似の機能を有し電子マネーと誤認されうる電子的情報を作成することをいいます。
12. 「変造」とは、ブランド管理者の承諾を受けずに電子マネーに変更を加え、元の電子マネーと内容が異なり、かつ電子マネーと同様または類似の機能を有し電子マネーと誤認されうる電子的情報を作成することをいいます。

第3条（加盟店）

1. 加盟店は、前条に定める電子マネー取引を行う店舗、施設（以下「取扱店舗」という）を指定し、あらかじめ両社に所定の書面をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。両社は当該指定を承諾した場合、加盟店番号を付与します。なお、取扱店舗の追加、取消しについても同様とします。
2. 加盟店は、すべての取扱店舗内外の会員の見やすいところにJCBおよびブランド管理者の定めた加盟店標識を掲示するものとします。
3. 加盟店は、当社またはJCBから電子マネー取引に関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
4. 加盟店は、発行者と会員との契約関係を承認し、電子マネーに関するシステムの円滑な運営および普及向上に協力するものとします。また、加盟店は、当社、JCBまたは発行者より電子マネーの利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
5. 加盟店は、当社、JCB、発行者およびそれらの委託先が、電子マネー利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
6. 加盟店は、電子マネー取引に関する情報、加盟店端末、加盟店標識、サービスマーク等（デジタルデータ化されたものを含む）を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。
7. 加盟店は、会員が発行者の定める電子マネーに関する規約等に基づき電子マネーを利用していることを認識のうえ本契約に従い電子マネー取引を行うものとします。
8. 加盟店は、本契約に定める義務等を加盟店の従業員、その他加盟店の業務を行う者に遵守させるものとします。
9. 両社は、加盟店の従業員、その他加盟店の業務を行う者が、電子マネー取引に関連して行った行為および果たすべき義務を、加盟店の行為および義務とみなすものとします。
10. 加盟店が本契約に定める手続きによらず電子マネー取引を行った場合には、加盟店がその一切の責任を負うものとします。
11. 加盟店は、当社またはJCBが、電子マネー取引の安全化措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとします。
12. 加盟店は本契約により認められている場合を除き、ブランド管理者の業務に係る名称、商号、商標、標章その他の商品または営業に関する一切の表示およびブランド管理者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないものとします。

第4条（費用負担等）

加盟店は、加盟店標識等を購入する場合の購入代金、ならびに加盟店端末の設置および保守にかかわる費用を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われた加盟店標識等の代金、ならびに加盟店端末の設置および保守にかかわる費用は、本契約が終了した場合にも返還されないものとします。

第5条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、両社に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号、取扱店舗および振込指定金融機関口座、その他加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに両社所定の方法により、両社へ届け出、両社の承諾を得るものとします。
2. 前項の届け出がないために、当社またはJCBからの通知または送付書類、振込金等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。
3. 加盟店がJCB、当社およびJCB、当社またはJCBが提携する会社、組織（以下当社、JCBを除き「カード会社」と総称する）との間でクレジットカードに関する加盟店契約（以下「クレジットカード加盟店契約」という）を締結している場合には、当該加盟店は、本条第1項記載の届出事項について、以下の事項を承諾するものとします。
 - (1) 加盟店がクレジットカード加盟店契約に基づき当社、JCBまたはカード会社に届け出た情報に基づいて、本条第1項記載の加盟店に関する情報に変更されることがあること。
 - (2) 加盟店が本条第1項に基づいて届け出た情報または(1)記載の情報に基づいて、当社、JCBまたはカード会社のクレジットカード加盟店契約に基づく加盟店に関する情報に変更されることがあること。

第6条（地位の譲渡等）

1. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
3. 当社（ただし、JCBが承諾した場合に限ります）またはJCBは、本契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第7条（業務の委託）

- 1.加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
- 2.前項にかかわらず、両社が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
- 3.前項により両社が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して当社、JCBまたは発行者に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社、JCBまたは発行者の損害を賠償するものとします。
- 4.加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。
- 5.両社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第8条（電子マネー取引）

- 1.加盟店は、会員から電子マネーカード等の提示により電子マネー取引を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法に取扱店舗において電子マネー取引を行うものとします。
- 2.加盟店は、提示された電子マネーカード等について加盟店端末に無効である旨の表示がなされた場合には、当該電子マネーカード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとします。
- 3.加盟店は、明らかに模造もしくは破損と判断できる電子マネーカード等を提示された場合、または明らかに不正使用と判断できる場合には、電子マネー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社またはJCBに連絡するものとします。
- 4.電子マネー取引においては、会員の電子マネーカード等から加盟店端末に、商品等の代金額に相当する電子マネーの移転が完了した時点で、会員の加盟店に対する代金債務が消滅するものとします。
- 5.加盟店は、電子マネー取引を行うにあたっては、加盟店端末により商品等の取引代金を入力し、移転を行うものとします。このとき加盟店は会員に対し、取引代金および電子マネーの残額の確認を求め、その承認を得るものとします。
- 6.加盟店は1枚の電子マネーカード等の電子マネーの残高が取引代金に満たない場合には、両社が特に認めた場合を除き、現金その他の支払方法により不足分の決済を行うものとします。ただし、会員から申し出があった場合には、複数枚の電子マネーカード等により不足分の決済を行うものとします。
- 7.加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも両社および発行者は責任を負わないものとします。
- 8.加盟店が電子マネー取引の売上として会員の電子マネーカード等から引去ることができる電子マネーは、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金、送料等を含む）のみとし（ただし、本条第6項による取引の場合に現金その他の支払方法により決済した額を除く）、現金の立て替え、および過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、通常1回の電子マネー取引で処理されるべきものを、複数回に分割して取引することはできないものとします。
- 9.加盟店は、加盟店端末を設置し加盟店端末の使用規約ならびにその取扱いに関する規約に従い、すべての電子マネー取引にこれを使用するものとします。なお、故障、障害等により加盟店端末が使用できない場合およびJCBが当該加盟店端末の利用につき別途制限を設けた場合には、電子マネー取引は行ってはならないものとします。
- 10.加盟店は、加盟店端末およびそこに蓄積されているデータの破壊、分解または解析を行ってはならず、また、いかなる理由があっても加盟店端末の改変または解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとします。
- 11.加盟店は、加盟店端末を修理、修復する必要が生じたときは、加盟店の責任をもって迅速に対応するものとします。

第9条（差別的取扱いの禁止、協力義務）

- 1.加盟店は、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連諸法令を遵守して、電子マネー取引を行うものとします。
- 2.加盟店は、本条第3項に定める場合を除き、正当な理由なく会員との電子マネー取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求する等、電子マネー取引によらない一般の顧客より不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
- 3.加盟店は、以下に定める内容の電子マネー取引を行わないものとします。
 - (1)公序良俗違反の取引
 - (2)法律上禁止された商品等の取引
 - (3)特定商取引に関する法律に違反する取引
 - (4)消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
 - (5)当社またはJCBが会員の利益の保護に欠けると判断する取引
 - (6)有価証券および金券の取扱い
 - (7)会員が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
 - (8)その他当社またはJCBが不適当と判断する取引
- 4.加盟店は、当社またはJCBから依頼があった場合、会員の電子マネー取引の使用状況等の調査に協力するものとします。
- 5.加盟店は、会員から電子マネー取引および商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合、または、会員、関係省庁その他の行政機関等から本条第3項に違反する旨の指摘、指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
- 6.前項の場合、加盟店は、両社が行う調査に誠実に協力するものとします。

第10条（商品等の引き渡し）

- 1.加盟店は、電子マネー取引を行った場合、会員に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。加盟店は、電子マネー取引を行った当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合には、会員に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
- 2.加盟店は、電子マネー取引による商品等の引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合には、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面により両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。

第11条（電子マネー取引限度額）

- 1.加盟店は、両社が加盟店に対し会員一人あたり1回につき行うことができる電子マネー取引限度額を別途定め通知した場合には、それに従うものとします。また、両社が必要と認めた商品等（特定商品等）については、個別に電子マネー取引の限度額を定め、通知する場合があります。
- 2.加盟店は、両社から電子マネー取引限度額および特定商品等の変更の通知があった場合にはそれに従うものとします。

第12条（無効電子マネーカード等の取扱い）

加盟店は、当社またはJCBから特定の電子マネーカード等を無効とする旨の通知を受けた場合（特定の電子マネーカード等を無効とする旨のデータ（以下「ネガデータ」という）を加盟店端末が受信した場合を含む）、当該通知によって無効とされた電子マネーカード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとします。また、加盟店は、無効とされた電子マネーカード等について、両社または発行者の指示に従った取扱いを行うものとします。

第13条（電子マネー取引の売上金相当額の確定、確認）

- 1.加盟店は、電子マネー取引によって会員の電子マネーカード等より移転された電子マネーおよびこれに付随する情報を、当社またはJCBの定める通信手段、手順等によりJCBが定める中継サーバに、原則として電子マネー取引を行った日ごとに移転および送信を行うものとし、また、ネガデータ等を受信するものとします。

2. 前項の通信にかかる費用は、加盟店の負担とします。
3. 電子マネー取引による売上金額は、加盟店が加盟店端末を使用し、定められた通信手順によりJCBが定める中継サーバへ電子マネーおよび電子マネーにかかるデータを移転および送信を完了させた時点で、加盟店と社長の間で確定するものとします。

第14条 (電子マネー取引精算金、立替払い手数料)

1. 当社は本条に定める方法により、加盟店が本契約にしたがって会員に電子マネーを利用させることにより取得する発行者に対する電子マネー取引による売上金相当額の精算金請求債権を発行者に代わって立替払いするものとします。
2. 加盟店は当社に対し、電子マネーの利用による売上金額を合計した金額に、両社の定める手数料率を乗じ、円未満を四捨五入した金額の立替払い手数料を支払うものとします。
3. 当社の加盟店に対する立替払い金の支払いは、当月1日より15日取引分を当月15日締切日、当月16日より末日取引分を当月末日締切日として当社に到着した当該電子マネーの利用による売上金額の総額より、前項の手数料を差し引いた金額（以下「電子マネー取引精算金」という）を、15日が締切日の場合には当月末日に、末日が締切日の場合には翌月15日に加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、JCBが特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。
4. 当社の加盟店に対する電子マネー取引精算金は、当社が直接支払うか、または当社が指定し、事前に加盟店に通知した当社所定の会社（ただし、JCBが承諾した場合に限ります）が立替払いをするものとします。
5. 加盟店端末に保存され、当社へ移転されなかった電子マネーは、当該加盟店端末に記録されてから61日以上経過することにより、その効力を失うものとします。
6. 当社またはJCBに加盟店に対する立替払い手数料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第3項により支払う電子マネー取引精算金から当該代金を差し引けるものとします。また、加盟店から当社またはJCBへ電子マネー取引精算金以外の請求代金がある場合には当社は本条第3項により支払う電子マネー取引精算金と合わせて支払うことができるものとします。
7. 当社が加盟店に対して「お振り込みのご案内」を送付している場合には、当社はこの「お振り込みのご案内」に、前項記載の取扱いを記載するものとします。

第15条 (偽造および変造された電子的情報の取扱い等)

1. 加盟店は、加盟店端末に受取った電子的情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合には、当社またはJCBの指定する方法により、当社またはJCBにその旨を直ちに連絡するとともに、当該電子的情報について、当社またはJCBの指示に従った取扱いを行うものとします。
2. 万が一、加盟店が前項に違反して電子マネー取引を行った場合、加盟店は当社に対し当該取引にかかわる電子マネー取引精算金の支払いを請求することができないものとします。
3. 紛失、盗難された電子マネーカード等が使用された場合、または偽造、変造された電子的情報による売上等が発生し、当社またはJCBが加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、加盟店は誠実に協力するものとします。また、加盟店は、当社またはJCBから指示があった場合、もしくは加盟店が必要と判断した場合には、当該加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第16条 (返品等の取扱い)

加盟店は、電子マネー取引にあたり、返品その他により会員との電子マネー取引の取消しを行う場合、会員に対して当該取引代金を現金で払い戻すものとします。この場合であっても、加盟店は当社に対して第14条に基づく立替払い手数料を支払うものとします。ただし、両社が指定する条件により電子マネー取引を取り消す場合には、電子マネーを当該取引に使用した電子マネーカード等に積み増す等、現金以外の方法により払い戻すことができるものとします。

第17条 (電子マネー取引精算金の支払いの取消しおよび保留)

1. 加盟店から当社またはJCBに移転した電子マネーが以下のいずれかの事由に該当する場合、当社は加盟店に対し、当該電子マネー取引に関する電子マネー取引精算金の支払いの義務を負わないものとします。ただし、本項(2)に該当する場合で、当社が当該電子マネー取引に関する電子マネー取引精算金の支払いを承諾した場合にはこの限りではないものとします。
 - (1) 加盟店から当社またはJCBへ移転された電子マネー取引が正当なものでないとき
 - (2) 電子マネー取引を行った日から61日以上経過して、第13条第1項に基づく移転、送信および受信が行われたとき
 - (3) 第8条の規定に違反して電子マネー取引を行ったとき
 - (4) 第9条の規定に違反して電子マネー取引を行ったとき
 - (5) 第12条の規定に違反して電子マネー取引を行ったとき
 - (6) 第15条の規定に違反して電子マネー取引を行ったとき
 - (7) その他加盟店が本契約に違反したとき
2. 当社が、加盟店に対し前項に該当する電子マネー取引にかかわる電子マネー取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に対し当該電子マネー取引精算金を返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う電子マネー取引精算金から差し引くことができるものとします。
3. 当社またはJCBが、加盟店から当社またはJCBに移転された電子マネーについて本条第1項記載の事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合には、当社は調査が完了するまで当該電子マネー取引にかかわる電子マネー取引精算金の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 前項の調査開始より30日を経過したとしても、本条第1項記載の事由のいずれかに該当する疑いが解消しない場合には、当社は電子マネー取引精算金の支払い義務を負わないものとします。なお、この場合においても、加盟店および両社は調査を続けることができるものとします。
5. 前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、両社が当該電子マネー取引にかかわる電子マネー取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、当社は当該電子マネー取引精算金を支払うものとします。なお、この場合には当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第18条 (差押等の場合の処理)

電子マネー取引精算金の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該電子マネー取引精算金を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第19条 (情報の収集および利用等)

1. 加盟店およびその代表者または両社にJCB電子マネー加盟店契約の申し込みをした個人、法人、団体およびその代表者（以下「加盟店等」と総称する）は、両社が本項(1)に定める加盟店等の情報（以下「加盟店情報」という）のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
 - (1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む両社と加盟店等との加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、電子マネーの利用促進にかかわる業務、クレジットカード加盟店契約の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにクレジットカード利用促進にかかわる業務のために、以下の①から⑧の加盟店情報を収集、利用すること。
 - ① 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等、加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項

- ②加盟申込日、加盟日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と両社の取引に関する事項
- ③加盟店の電子マネー取引等の取扱い状況
- ④当社またはJCBが収集した加盟店等のクレジット利用履歴
- ⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
- ⑥当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- ⑧当社またはJCBが加盟を認めなかった場合、その事実および理由

(2)以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとします。)

- ①両社が本契約に基づいて行う業務
- ②宣伝物の送付等両社、カード会社または他の加盟店等の営業案内
- ③両社のクレジットカード事業その他両社の事業(両社定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発

(3)本契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑧の加盟店情報を当該委託先に預託すること。

- 2.加盟店等は、本条第1項(1)①から⑧の加盟店情報および加盟店等が申し込んだ端末申込情報ならびに本契約に付随する申込書全般に記載された情報のうち個人情報等を、ブランド管理者が加盟後の管理等取引上の判断、および電子マネーの利用促進にかかわる業務に利用するために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有するものはJCBとなります。
- 3.加盟店等は、本条第1項(1)①から⑧の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、JCBと加盟店情報に関して提携したカード会社(以下「提携会社」という)が、クレジットカード加盟店契約の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにクレジットカード利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有するものはJCBとなります。(提携会社は次のホームページに記載のとおりとします。<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)
- 4.加盟店等は、本条第1項(1)①から⑦の加盟店情報のうち個人情報を、JCBが加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織(以下「共同利用会社」という)が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります。(共同利用会社は、本規約末尾または前項記載のホームページに記載のとおりとします。)
- 5.加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第1項から第4項と同様に取扱うことに同意します。

第20条 (加盟店信用情報機関の利用および登録)

- 1.加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報につき、当社またはJCBが利用、登録する加盟店信用情報機関(加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。(加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。<http://www.jcb.co.jp/privacyPolicy.html>)
 - (1)加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社またはJCBが加盟する加盟店信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という)に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合はこれを利用すること。
 - (2)加盟信用情報機関所定の加盟店に関する情報(以下「登録加盟店情報」という)が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
 - (3)登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理、ならびに加盟店情報の正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
- 2.加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、前項と同様に取扱うことに同意します。
- 3.当社またはJCBが加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社またはJCBが新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとします。

第21条 (加盟店情報の開示、訂正、削除)

- 1.加盟店等は、両社、加盟信用情報機関、発行者および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。
なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。
 - (1)両社、発行者および提携会社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ
 - (2)加盟信用情報機関への開示請求：本規約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟信用情報機関へ
- 2.万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第22条 (加盟店情報の取扱いに関する不同意)

両社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第19条から第21条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第19条第1項(2)②に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

第23条 (契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用)

- 1.両社が加盟を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第19条に定める目的(ただし、第19条第1項(2)②に定める営業案内を除く)および第20条の定めに基づき利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.両社は、加盟店契約終了後も第19条に定める目的(ただし、第19条第1項(2)②に定める営業案内を除く)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第24条 (電子マネー取引に関する情報等の機密保持)

- 1.加盟店は、本契約に基づいて知り得た電子マネー取引に付帯する情報および会員の電子マネーカード等に関する情報、ならびに手数料率を含む両社および発行者の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損(以下「漏洩等」という)したり、または本契約に定める以外の目的で利用(以下「目的外利用」という)してはならないものとします。
- 2.加盟店は前項の情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
- 3.加盟店は、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲で開示することができるものとします。この場合、加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩することがないように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。
- 4.加盟店は、本条第1項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに当社またはJCBに連絡するものとします。
- 5.両社は、加盟店に本条第1項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的な理由がある場合には、当該加盟店に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに誠意をもって協力するものとします。
- 6.加盟店は、本条第4項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。

- 7.加盟店は、前項記載の調査結果判明後直ちに再発防止策を策定、実施するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の策定後および実施後直ちに当社またはJCBに書面でその内容を通知するものとします。
- 8.加盟店の責に帰すべき事由により、両社に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、両社は加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
- 9.本条第1項から第8項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第25条（電子マネー取引の停止）

加盟店が以下の事項に該当する場合、両社は本契約に基づく電子マネー取引を一時的に停止することを請求ことができ、この請求があった場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、電子マネー取引を行うことができないものとします。

- (1)両社が前条第1項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認める場合
- (2)両社が、加盟店が第28条第1項(1)、(2)、(3)、(5)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3)その他、両社が必要と認めた場合

第26条（取扱期間）

本契約の有効期間は1年とします。ただし、加盟店または両社が期間満了3ヵ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとします。

第27条（解約）

- 1.前条の規定にかかわらず、加盟店または両社は、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、両社は、直前1年間に電子マネー取引を行っていない加盟店については、予告することなく本契約を解約できるものとします。
- 3.前条および本条第1項の規定にかかわらず、両社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他両社の都合等により、本決済システムの取扱いを終了することがあり、この場合、両社は加盟店に対し事前に通知することにより、本契約を解約できるものとします。
- 4.前条または本条による本契約の終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、両社は一切の責を負わないものとします。

第28条（契約解除）

- 1.前二条の規定にかかわらず、加盟店が以下の事項に該当する場合、両社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合両社および発行者に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。
 - (1)加盟店申込書等加盟に際し両社に提出した書面および、第5条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
 - (2)他の者の債権を買い取って、または他の者に代わって、当社またはJCBに電子マネー取引精算金の支払い請求をしたとき
 - (3)第9条の規定に違反したとき
 - (4)第17条第2項に基づく電子マネー取引精算金の返還を怠ったとき
 - (5)第24条の規定に違反したとき
 - (6)前五号のほか、加盟店または加盟店の従業員その他加盟店の業務を行う者が本契約に違反したとき
 - (7)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払い停止となったとき
 - (8)差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (9)前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと両社が判断したとき
 - (10)他のクレジットカード会社等との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度、通信販売制度または電子マネー取引制度を悪用していると両社が判断したとき
 - (11)加盟店届け出の店舗所在地に店舗が実在しないとき
 - (12)加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると両社が判断したとき
 - (13)架空の売上債権にかかわる売上金額の支払い請求、その他加盟店が不正な行為を行ったと両社が判断したとき
 - (14)加盟店が両社の信用を失墜させる行為を行ったと両社が判断したとき
 - (15)その他加盟店として不適当と両社が判断したとき
- 2.加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると両社が認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、電子マネー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第29条（契約終了後の処理）

- 1.本契約が終了した場合、加盟店はその後会員に対して電子マネー取引を行う等、一切の電子マネーによる取扱いをしてはならないものとします。
- 2.本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた電子マネー取引は有効に存続するものとし、加盟店および両社は、当該電子マネー取引を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と両社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
- 3.加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体から電子マネー取扱いに関するすべての記述、表記等をとりやめるとともに、両社が加盟店に交付した取扱関係書類ならびに印刷物（販売用具）の一切を速やかに当社に返却するものとします。なお、加盟店端末については、当該端末の使用規約ならびにその取扱いに関する規定に従うものとします。

第30条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 1.加盟店は、加盟店等、加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。
 - (1)暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2)暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - (4)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6)社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7)特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的つながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
- 2.加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると両社が認めた場合、両社は、直ちに本契約を

解除できるものとし、かつ、その場合両社および発行者に生じた損害を加盟店が賠償するものとし、また、この場合、前条第2項の規定を準用するものとし、

3. 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると両社が認めた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するかどうかにかかわらず、電子マネー取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとし、また、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとし、
4. 両社は、加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく電子マネー取引を一時的に停止することを請求ことができ、この請求があった場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、電子マネー取引を行うことができないものとし、

第31条 (本規約に定めのない事項)

加盟店は、本規約に定めのない事項については、両社が別に定める取扱要領等に従うものとし、

第32条 (準拠法)

加盟店と両社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とす、

第33条 (合意管轄裁判所)

1. 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とす、
2. 加盟店とJCBとの間で訴訟の必要が生じた場合には、JCBの本社または大阪支社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とす、

第34条 (規約の変更)

1. 両社が本規約の変更内容を通知または公告した後において加盟店が会員に対し電子マネー取引を行った場合には、加盟店は新しい規約を承諾したもののみならず、
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、第19条第3項および第4項、第20条第1項および第3項、ならびに第21条第1項記載のホームページに記載された提携会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることをあらかじめ承諾するものとし、

<ブランド管理者>

株式会社セブン・カードサービス
・ URL <http://www.7card.co.jp/>

<共同利用会社>

- 株式会社ジェイエムエス
〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー
利用目的：加盟店業務の代行サービス等の提供
- 株式会社日本カードネットワーク
〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー
利用目的：端末、接続サービス等加盟店業務支援サービス等の提供
- 株式会社ジェシービー・サービス
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート
利用目的：保険サービス、加盟店向けDMサービス等の提供

<お問い合わせ窓口>

カードアシストデスク
東京 0422-44-2500 大阪 06-6943-7699
福岡 092-732-7500 札幌 011-271-1711
月～金 10:00AM～6:00PM 土 10:00AM～5:00PM 日・祝・年末年始休
※電話番号は、お間違いのないようおかけください。
※一部の電話機でご利用になれない場合があります。

(JDK02・00555・20160920)

<加盟信用情報機関>

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDMセンター)	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル 6F	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル 1F
電話番号	03-5643-0011	03-6738-6626
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	日本クレジットカード協会
URL	http://www.j-credit.or.jp/	http://www.jcca-office.gr.jp/
共同利用の目的	<p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」という。)における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社がJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p>	<p>当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合並びに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.法令に基づく場合 2.人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 3.公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 4.国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
共同利用される情報	<ol style="list-style-type: none"> ① 包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ② 包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ③ 利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ④ 利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 ⑤ 行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報 ⑥ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 ⑦ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記④の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を除く。 ⑧ 加盟店の代表者が、他の経営参加する販売店等について、加盟信用情報機関に前号に係る情報が登録されている場合は当該情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・ 加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・ 加盟会員が加盟店情報を利用した日付
登録される期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます。	当センターに登録されてから5年を超えない期間
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取扱業者及びJDMセンター(JDM会員名は、上記ホームページよりご確認ください。)	日本クレジットカード協会の会員(当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認ください。)

JCB では加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス部 担当役員)を設置しております。

(JKK03・00555・20160630)